

前回審議会での質疑・意見について

目次

I 下水道使用料の改定について

1. 改定が必要となった背景

- (1) 現行の使用料水準について 2
- (2) 資金残高不足について 6

2. 前提条件の確認

- (1) 収益的支出について 10
- (2) 資本的支出について 13

3. 段階的に改定した場合

- (1) 使用料単価の比較 17
- (2) 資金残高の比較 18

4. 使用料水準の妥当性 19

II 水道事業ビジョン計画後の収支について

5. 令和9（2027）年度以降の経営状況

- (1) 収益的収支について 25
- (2) 資金残高について 26

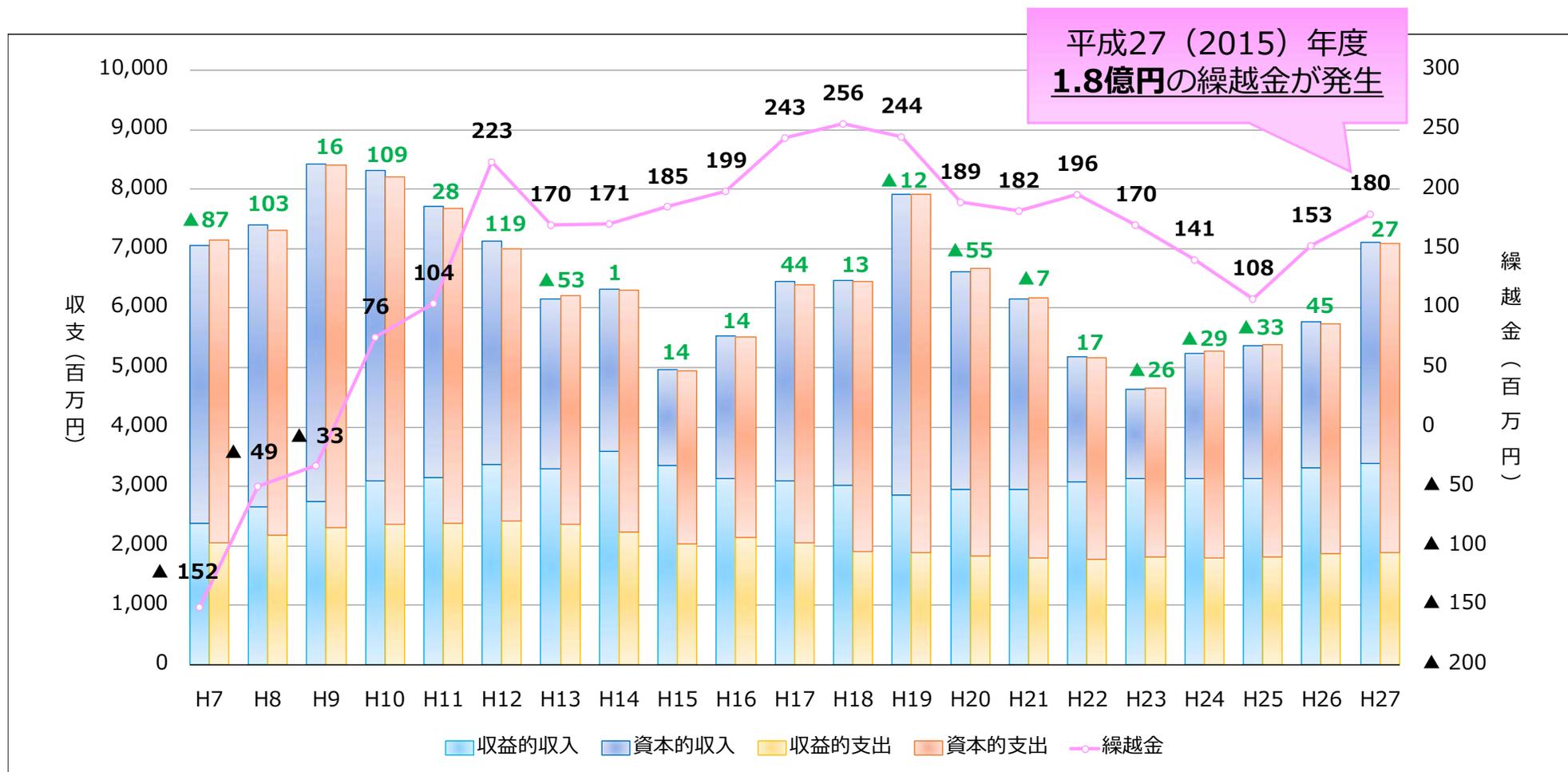
I 下水道使用料の改定について

1. 改定が必要となった背景

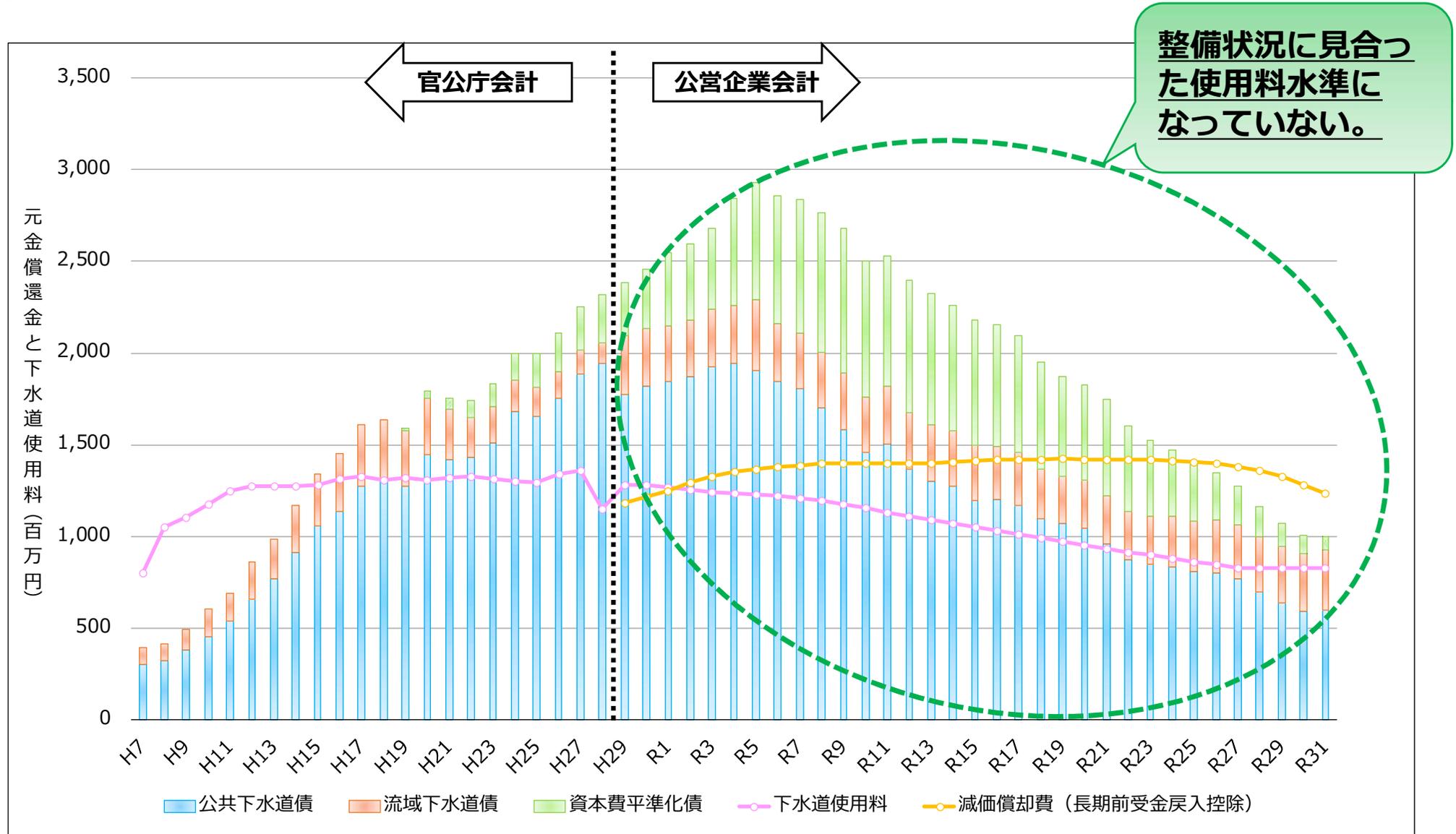
(1) 現行の使用料水準について

- ①過去の収支状況
- ②元金償還金の推移と見通し
- ③全国的な使用料水準の推移

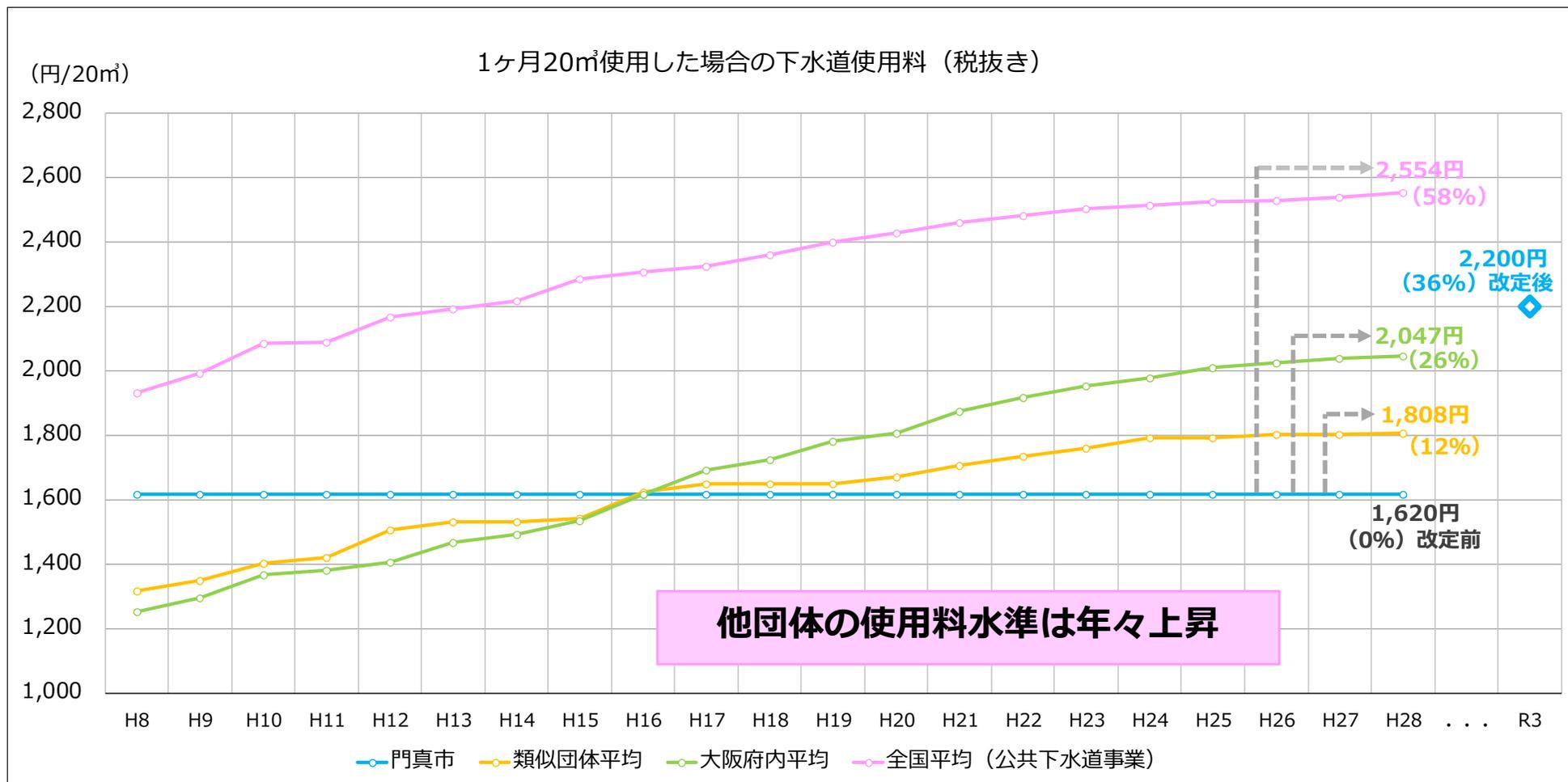
①過去の収支状況



②元金償還金の推移と見通し



③全国的な使用料水準の推移



- ・ H8～H14は「下水道統計」（公益社団法人日本下水道協会）より算出（総務省にて公表されていないため）
- ・ H15～H28は各年度の地方公営企業決算状況調査より（総務省公表）
- ・ 対象事業は全て狭義の公共下水道事業となっています。

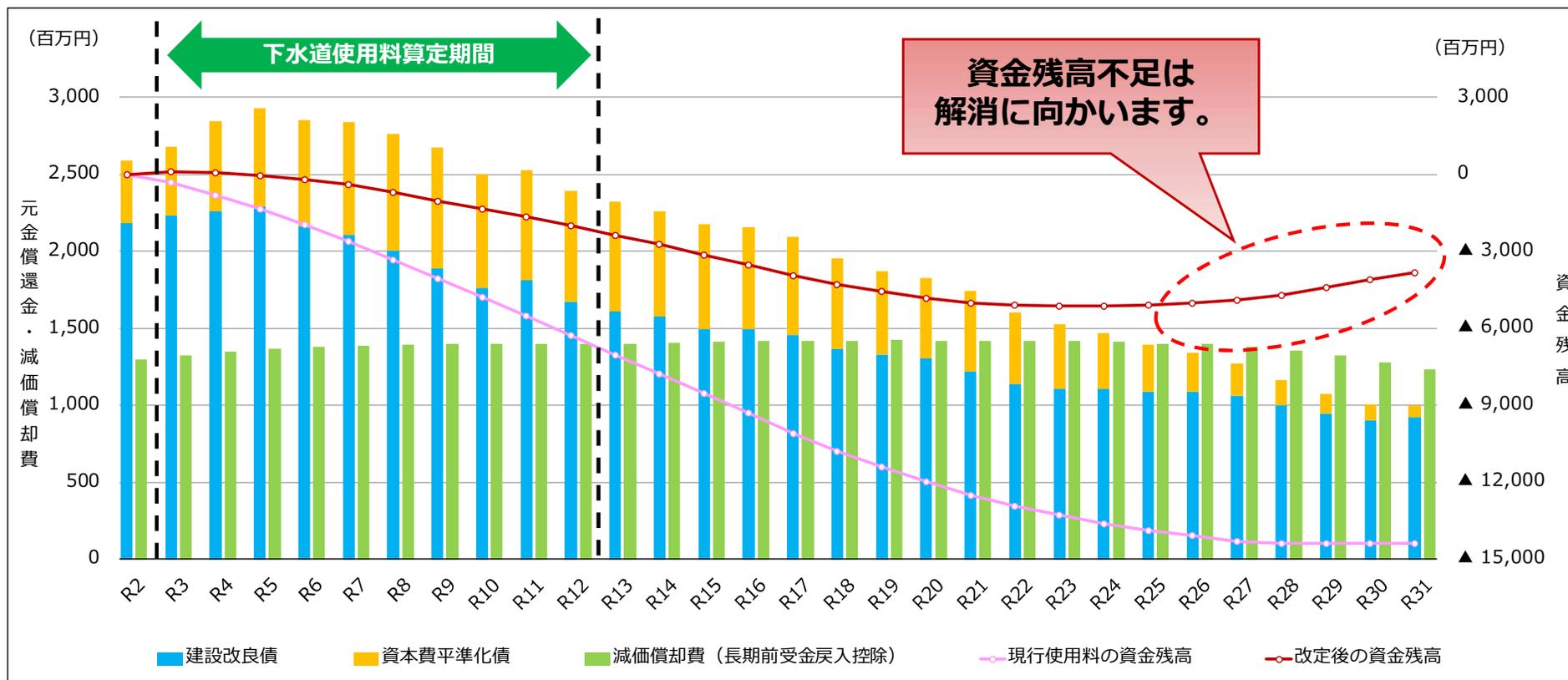
※大阪府内平均は、大阪市、守口市など、早期の工事費が安価な時期に整備された都市が多いため、減価償却費も低く、使用料水準は相対的に低くなっています。

(2) 資金残高不足について

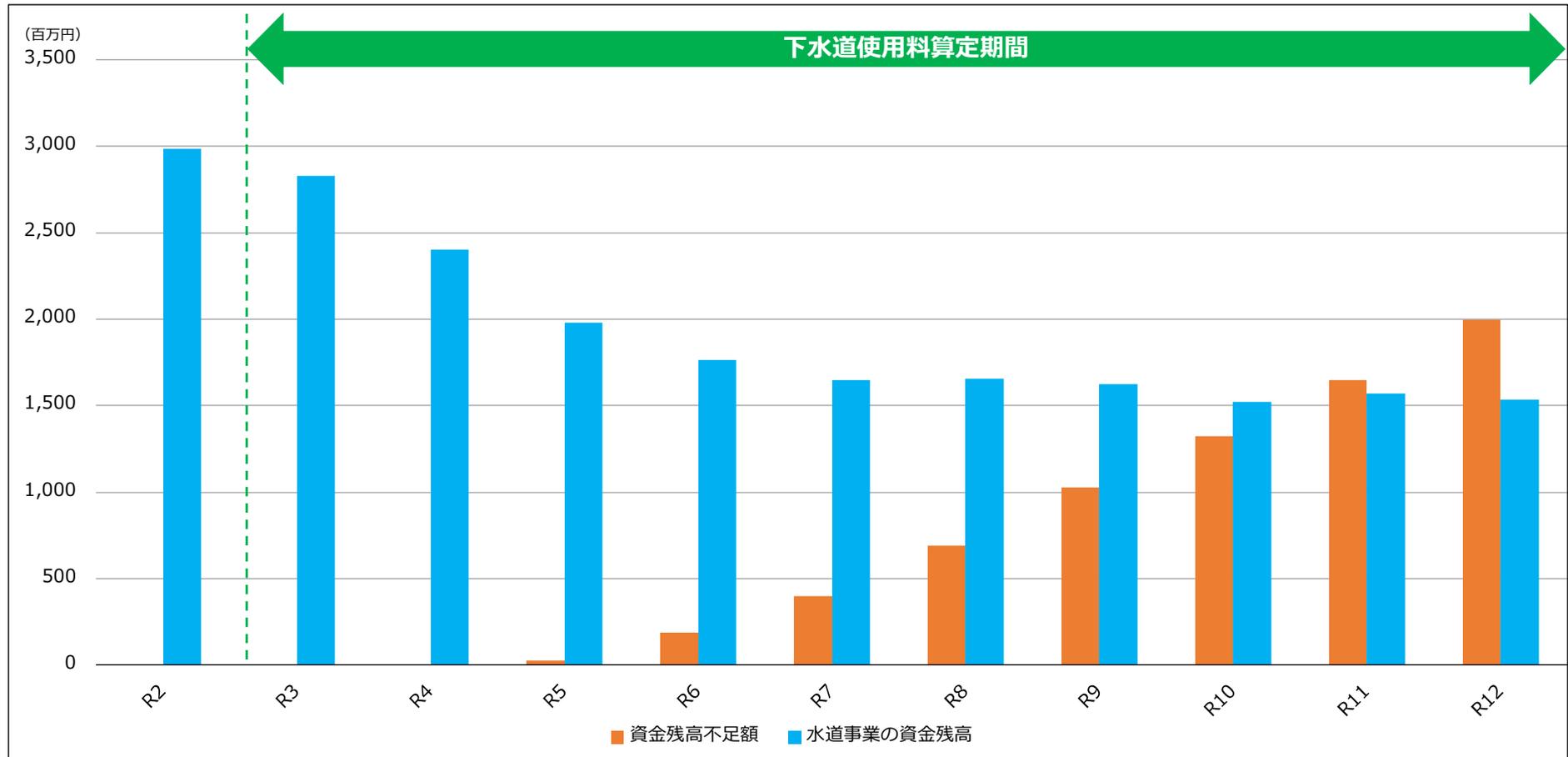
- ① 資金残高不足の推移
- ② 資金残高不足の上限額

①資金残高不足の推移

- 本市下水道事業の資金残高不足はいずれ解消します。
- 大阪府内の企業会計適用団体（28団体）に調査を行ったところ、5割の14団体が下水道使用料算定において「資金収支方式」での算定を実施していました。
（資金収支方式で算定した場合、資金残高不足分全てを使用料で賄うこととなります。）
- 本市において、資金収支方式での使用料水準にすると、今回使用料を大幅に上げて、また将来大幅に下げるようにしなければいけなくなります。これを避けるため平準化して、一時的な不足部分は別途対応（借入金等）することとし、公営企業会計の原則である「総括原価方式」を基本に算定しております。



② 資金残高不足の上限額（20億円）



20億円の資金残高不足であれば、水道事業の資金残高も優先的に活用することで確実に対応が可能



安心・安全な下水道サービスを継続することができる

2. 前提条件の確認

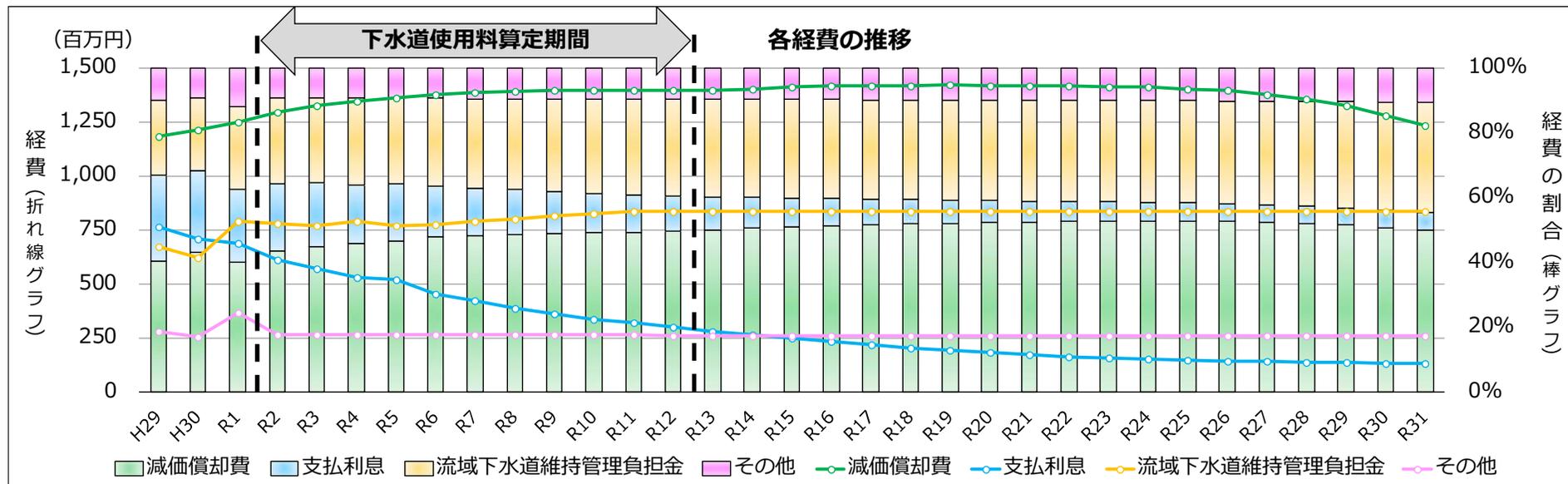
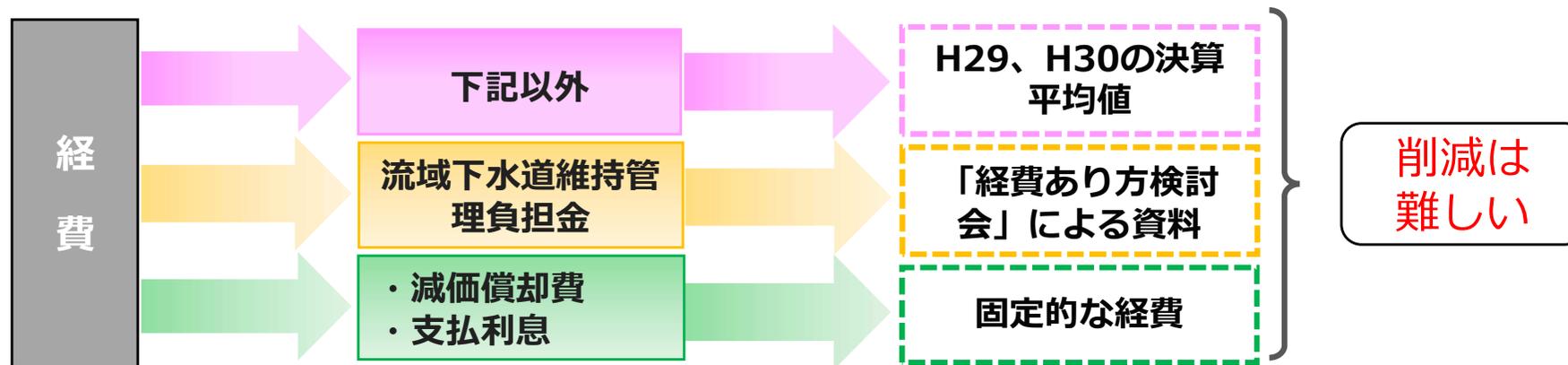
(1) 収益的支出について

①経費の削減

②汚水処理原価

①経費の削減

- 将来における経費は、減価償却費等の固定的経費が多くを占めており、その他の経費については、大幅な削減は困難です。



総経費の推移 : R2 (2,963百万円) ⇒R12 (2,806百万円) ⇒R31 (2,470百万円)

②汚水処理原価について

- 汚水処理の費用を示す指標である「汚水処理原価」は、本市下水道事業と類似団体とで比較すると、約6円程度高くなっていますが、その主な要因が資本費（減価償却費や企業債利息）であり、その他経常的な経費等は、むしろ他団体より低くなっています。

平成29年度	門真市	類似団体	門真市との差
汚水処理原価（円/m ³ ）	114.56	108.90	5.66
うち汚水処理原価 （維持管理費）（円/m ³ ）	51.74	54.76	-3.02
うち汚水処理原価 （資本費）（円/m ³ ）	62.83	54.14	8.69

※平成30（2018）年度における類似団体の決算値は公表されていないため平成29（2017）年度のデータで比較しています。

収益的支出は最低限必要な経費のみ見込んでいます。

(2) 資本的支出について

①総合地震対策計画

②ストックマネジメント計画

①総合地震対策計画

- 震災による被害を抑制するために必要な投資額を見込んでいます。

震災による被災



液状化によるマンホール浮上



マンホール周辺の地盤沈下

マンホールトイレの整備



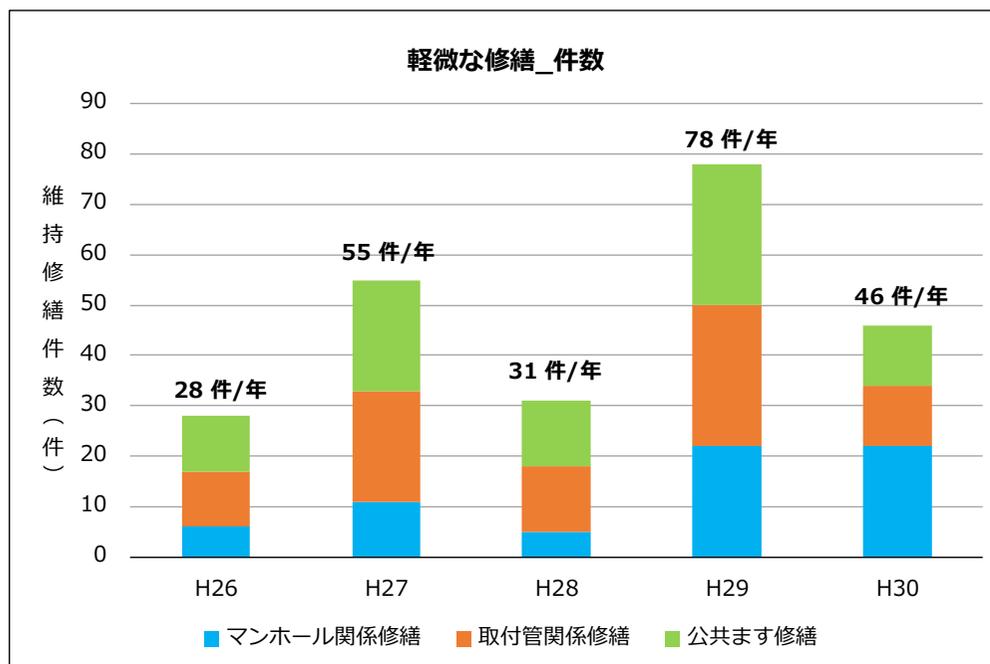
②ストックマネジメント計画

- 人身に関わる事故が発生していない現状を維持するために必要な投資額を見込んでいます。

適正な維持管理を行わない場合に想定される事故等の例



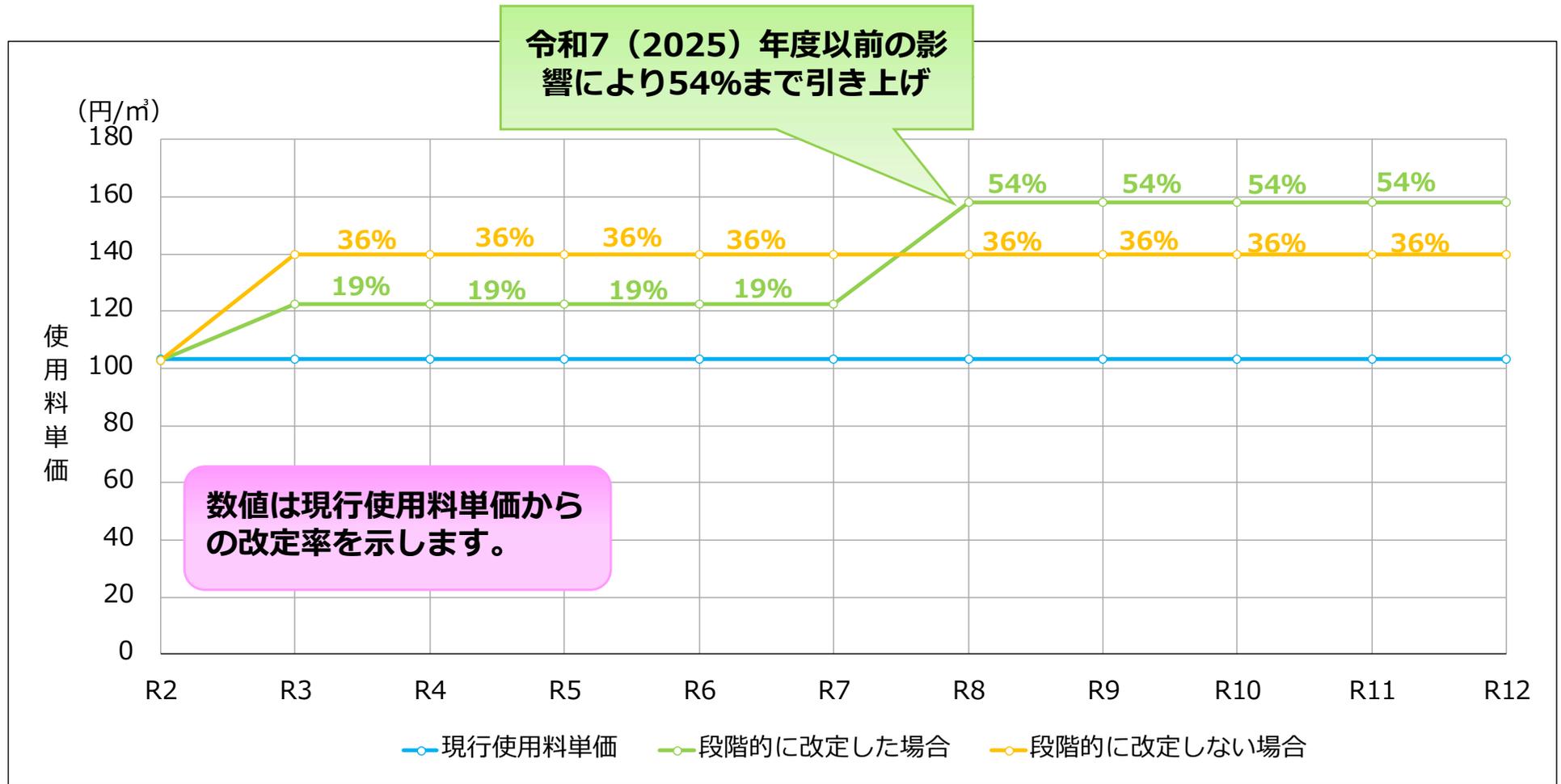
写-1. 下水道管路に起因した道路の陥没事故



安心・安全な下水道サービスを提供するために必要な投資額を見込んでいます。

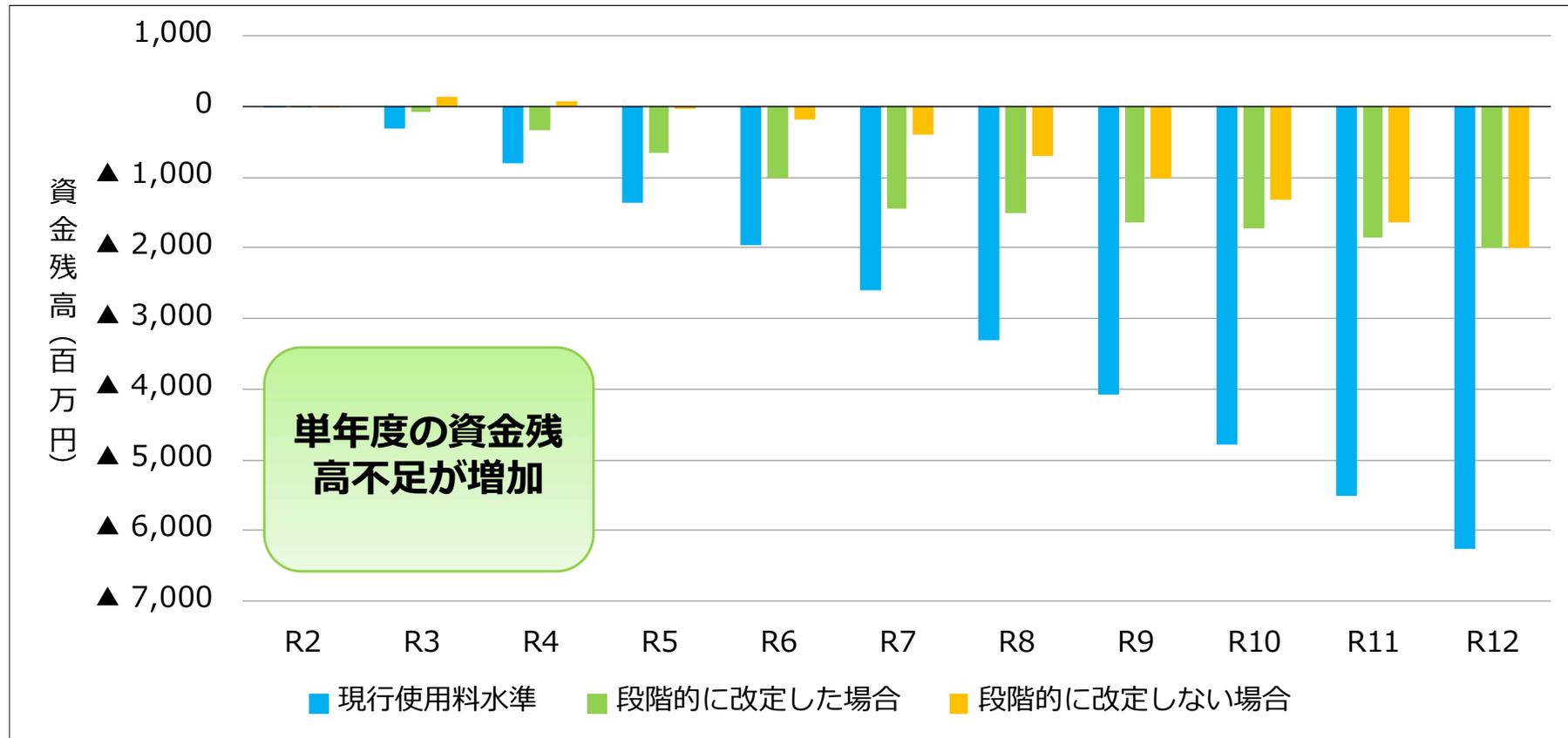
3. 段階的に改定した場合

(1) 使用料単価の比較



資金残高不足の上限を20億円とした場合

(2) 資金残高の比較



最終的に下水道使用料が高額になることや使用料算定期間内での公平性を確保する観点などから
“段階的な使用料改定案”は適切ではないと判断しました。

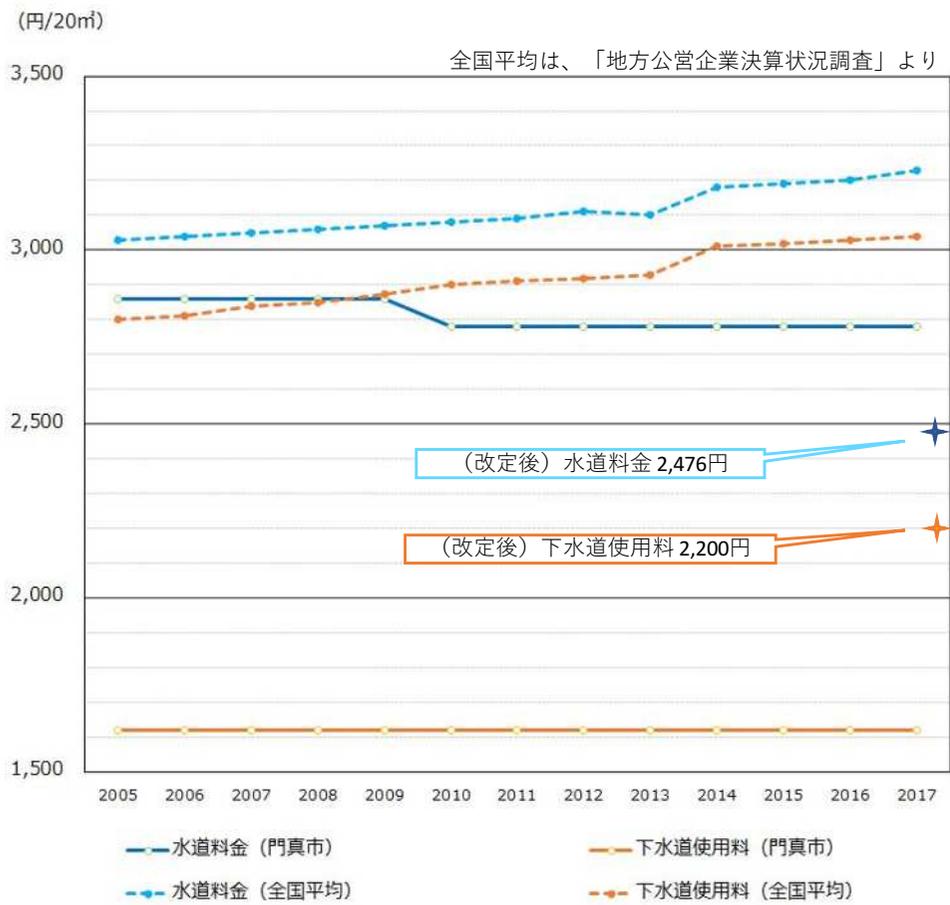
4. 使用料水準の妥当性

1) 全国的な料金水準との比較

<総務省>下水道財政のあり方に関する研究会資料より抜粋
(左図グラフに門真市データを追記)

使用料水準の推移

- 2005年度に、水道料金が3,119円(月/20m³; 2003年度決算値)、浄化槽の使用料が3,075円(月/20m³; 2003年度決算値)であること等に鑑み、3,000円(月/20m³)を目安として設定し、この水準を前提として地財措置も講じられている。
- 2005年度以降、上下水道料金や各種公共料金の引き上げが行われてきた(2017年度時点で、水道料金平均は3,219円、下水道使用料(家庭用)平均は3,041円)ところであるが、地財措置の要件とする3,000円(月/20m³)については引き上げがなされていない。



※ 上記データは、2015年基準消費者物価指数(品目別価格指数、全国、年平均)を、2005年=100として再計算したもの。

(参考)

<総務省>下水道財政のあり方に関する研究会資料より抜粋

下水道使用料の水準(目安)

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m³(家庭用使用料3,119円/20m³(家庭用使用料3,075円/20m³・月)(H15決算値)であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/m³(家庭用使用料3,000円/20m³・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注)汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

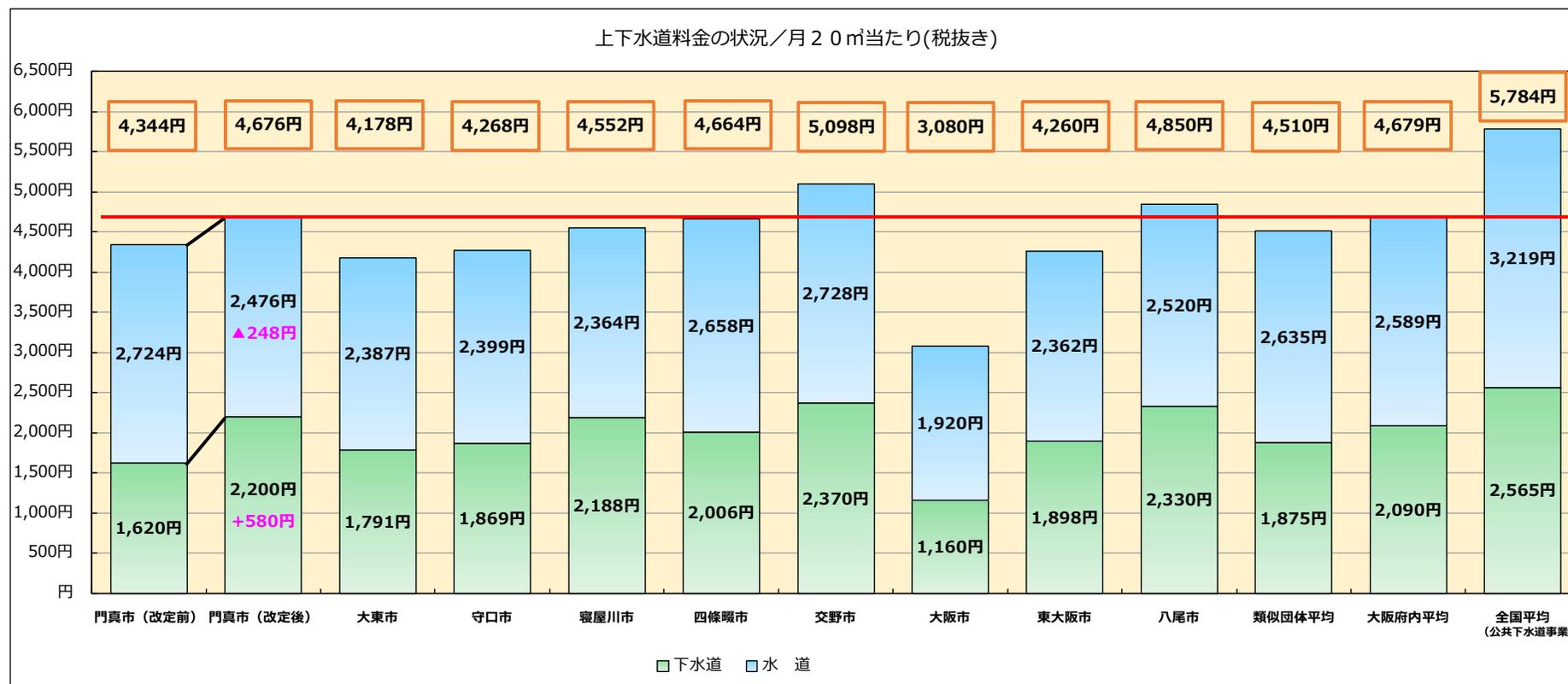
第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1)経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

2) 他団体との比較



全国平均は平成29（2017）年度地方公営企業決算状況調査より。
 それ以外については令和元（2019）年3月時点の数値を示します。
 水道料金についてはメーター使用料を含めた値となっています。
 金額については最終調整により若干の変更が生じる可能性があります。
 水道料金及び下水道使用料は議会の議決を経て改正されます。

上下水道料金として見た場合、大阪府内平均と同程度です。

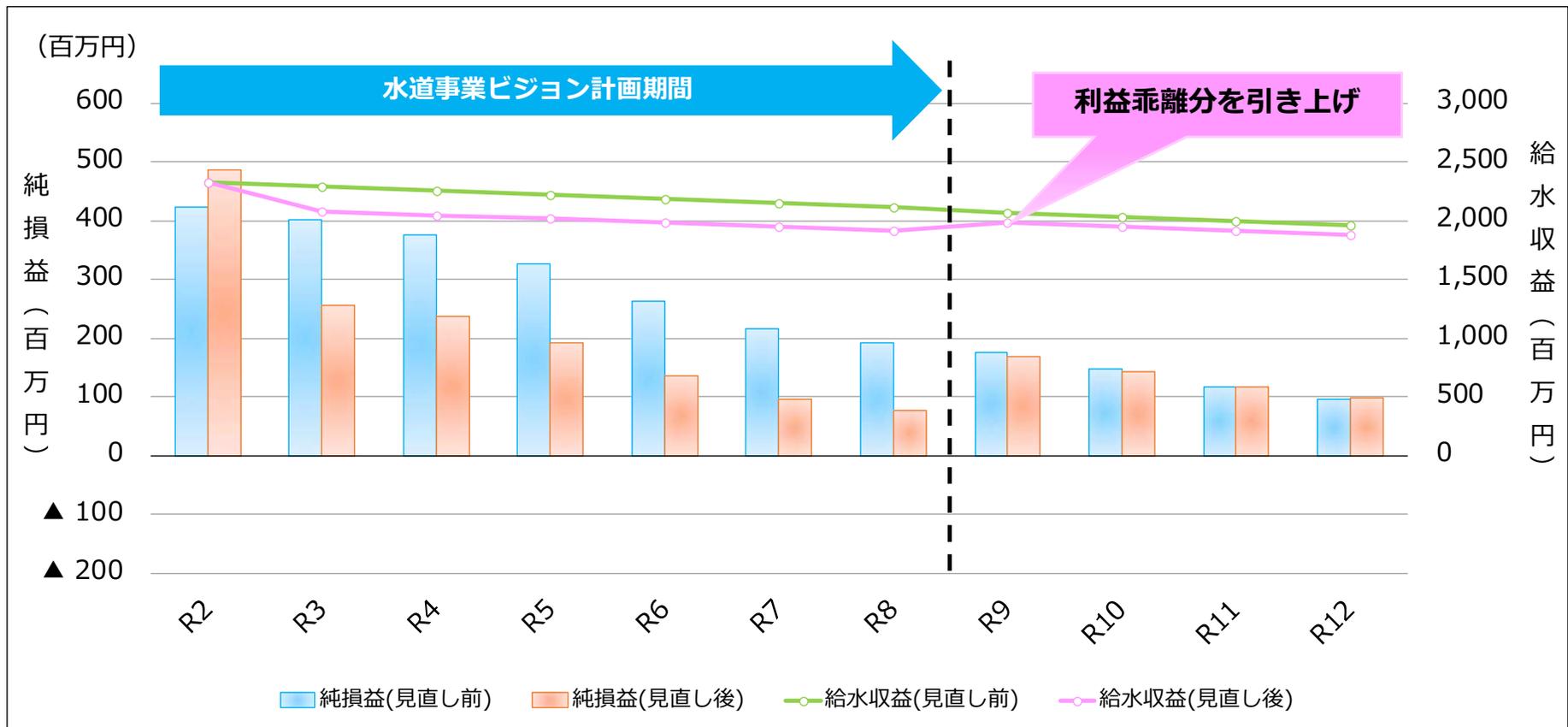
Ⅱ 水道事業ビジョン計画後の収支について

5. 令和9（2027）年度以降の経営状況

(1) 収益的収支について

令和9（2027）年度以降の水道料金については、資産維持費を含む総括原価方式での料金のあり方や社会情勢等も考慮し、改めて検討します。

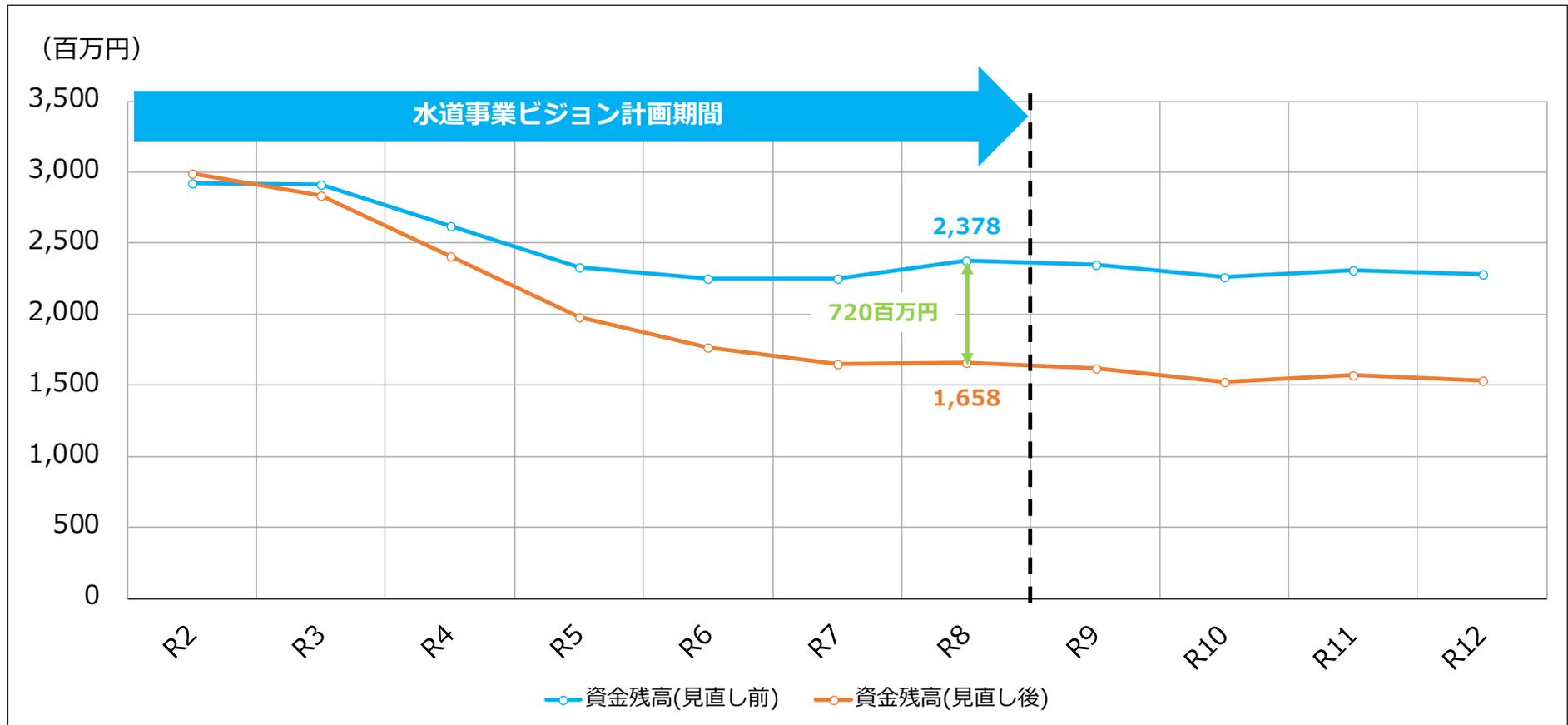
なお、現行料金ベースにて水道事業ビジョン後の収支を試算する場合、水道料金見直し条件の1つである“利益乖離分”を令和9（2027）年度以降に引き上げる必要があります。



(見直し前) : 現行料金体系の場合
 (見直し後) : 料金見直し後の計画値

(2) 資金残高について

令和9（2027）年度以降の資金残高は、料金見直し前と一定の差を保ちながら推移していく見通しとなっています。



(見直し前) : 現行料金体系の場合
(見直し後) : 料金見直し後の計画値